

平成21年7月1日より

# 入院医療費

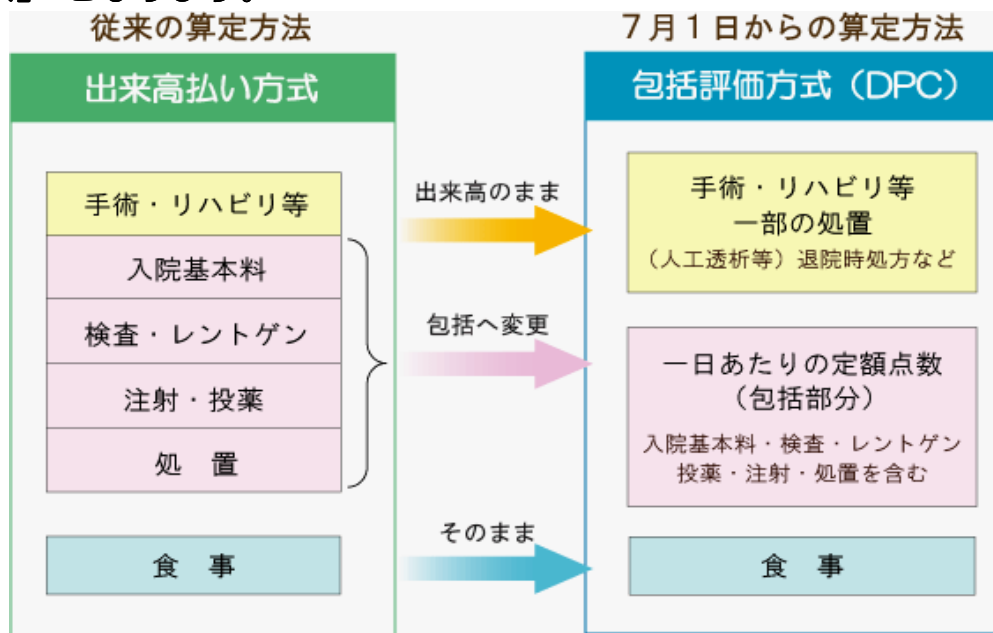
の計算方法が変わります。

## !!! DPC対象病院のお知らせ

藤元早鈴病院は、厚生労働省が指定する「包括評価方式（DPC）」という新しい医療費制度での請求を実施する病院となりました。このため平成21年7月1日以降に、入院される患者さまから入院費の計算方法が変わります。

## !!! DPCとは

これまでの計算方法は、診療行為ごとに治療費を合計して入院医療費を計算する「出来高方式」でした。新しい計算方法では、患者さまの病気や病状をもとに、処置等の治療内容に応じた1日あたりの定額の医療費を基本に、入院医療費を計算する「包括方式」となります。



## !!! 患者さまへのお願い

入院期間中の他の医療機関への受診について

原則として当院入院期間中に他院での診療や投薬を受けることはできません。かかりつけの医院、病院へ定期受診される場合やご家族が代理でお薬の処方をうけとられる場合など必ず事前に主治医、病棟看護師にご相談頂き指示に従ってください。

主治医が当院ではできない専門的な診療が必要と判断した場合、他院への紹介をさせていただきます。また診療を希望される場合もまずは主治医へご相談下さい。

**無断で診療や投薬を受けた場合別途費用がかかります。**

当院以外でされた検査データ、レントゲンフィルム等がございましたらご持参下さい。また服用されているお薬がございましたらご持参いただき当院にて管理させてい

## DPC包括制度のQ&A

Q1： DPC包括評価の会計方式とはどのようなものですか？

A1： 従来入院会計は出来高支払い制度と呼ばれ、お薬・注射・検査など実施した項目を積み上げて計算していました。新たに導入する包括評価では、患者さまの病名や症状をもとに手術などの診療行為の有無に応じて、厚生労働省から定められた1日当たりの診断群分類点数をもとに医療費を計算するという新しい会計方式です。

Q2： 医療費の支払い方法はどう変わりますか？

A2： 従来通り、月毎の支払い(退院の時は退院時)である事に変わりありません。一部負担金の支払方法は、従来の方法と基本的には変わりません。ただし、入院後患者様の症状の経過や治療内容等によって、入院当初に確定した診断群分類とは異なってしまう場合もあり、一部請求額が変更となるため、退院時等に前月までの支払額との差額調整を行うことがあります。

Q3： すべての入院患者さまがこの制度の対象となるのですか？

A3： 藤元早鈴病院の一般病棟に入院される患者さまは、すべて包括評価の対象となりますが例外として、以下の場合は従来通り出来高支払い制度の対象となります。

1. 労務災害、交通事故等の自由診療で入院した患者さま
2. 病名が診断群分類に該当しない患者さま
3. 回復期リハビリテーション病棟（東3階病棟）へ入院される方
4. 入院後24時間以内に亡くなられた患者さま
5. 生後7日以内に亡くなられた新生児の患者さま
6. 治験の対象となった患者さま
7. 公害医療で入院される方

Q4： 診断群分類の途中変更はどうなりますか？

A4： 診断群分類は1回の入院で1つだけとなります。しかし、入院した時の診断群分類が退院するまで同じとは限りません。検査等の結果によっては診断が変わる可能性もあります。また診断群分類は、入院期間中に最も医療資源が投入された傷病名をもとに決定されます。個別の患者さまの変更についての詳しいことは主治医までお尋ね下さい。

Q5： 入院期間についてはどうなりますか？

A5： 入院・退院の判断は医師が医学上の判断に基づいて行ないます。医療の必要があるにもかかわらず早く退院をお願いする事はありません。

Q6： 月が変わってから途中変更になった場合の支払い方法はどうなりますか？

A6： 診断群分類の確定時期は退院の時ですが、2ヶ月以上にまたがって入院される場合は各月毎に決定します。退院の月に、前月までとは異なる診断群分類に変更された場合は退院時に入院日まで遡って変更に伴う診療費の差額調整を行いません。詳細は医事課入院窓口担当者までお問い合わせください。

Q7： 高額医療費の扱いはどうなりますか？

A7： 従来通り、高額医療制度の取り扱いについては変更がありません。

Q8： 特定疾患(公費)をもっていますが、その時の支払いはどうなりますか？

A8： 特定疾患(公費)の傷病が、入院の主たる治療目的である場合は包括評価になっても公費適応になります。

ご不明な点がございましたら、お気軽に、1階入院受付窓口でお尋ね下さい